

札幌・北海道のGX推進に係るイメージ映像制作業務 仕様書

1 業務の名称

札幌・北海道のGX推進に係るイメージ映像制作業務

2 業務の目的

札幌市を含む産学官金 21 機関から成るコンソーシアムである Team Sapporo-Hokkaido が進めているGX推進の取組について、その背景なども含めて、さまざまな機会を捉えて市民に広く周知・共有を図り、関心を高めるイメージ映像を作成する。

3 契約履行期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

4 業務内容

受託者は、下記の動画制作に係る一切の業務を行うものとする。

(1) 映像の企画、制作

ア 映像内容

映像は、Team Sapporo-Hokkaido のGX推進の取組と、環境・経済の好循環がもたらす札幌・北海道の未来について、市民にとって視覚的に分かりやすく表現されたものであること。

イ 作成映像の本数

本編と本編の内容を簡略化したダイジェスト版の2本の動画制作を行うものとする。

ウ 映像の構成

本編は「オープニング」「札幌・北海道の再生エネルギーのポテンシャル」「GXの推進に伴う関連産業の集積やGX投資の促進による効果」「Team Sapporo-Hokkaido の取組と展開」「エピローグ（2050年の札幌の未来）」の順で構成を想定している。ダイジェスト版については、本編の構成を基に簡略化した構成とする。

エ 動画の編集

(ア) 映像表現方法

- ・CG、イラスト、アニメーション、写真。もしくはこれらの合成等による。
- ・表現によっては実写を組み合わせることも可能とする。

(イ) 音楽、音声

- ・ BGM、効果音等があること。
- ・ 表現によっては、ナレーションを入れることを可能とする。

(ウ) 動画の尺

本編は3分程度とし、ダイジェスト版は30秒とする。

(エ) 想定する活用方法

- ・ 出前講座や普及啓発イベント、講演の場においてプロジェクターやディスプレイで上映
- ・ 市内街頭ビジョンで上映するほか、札幌市公式 YouTube・LINE・ホームページ・X等 SNS で公開
- ・ 市役所・区役所等市有施設に設置されているディスプレイで上映

(オ) 仮データの確認

編集後の仮データについて、委託者が同席するプレビューなどを実施して委託者に確認し、委託者から指示のあった修正作業等を行うこと。確認・修正作業等は3回程度を想定している。

オ その他

(ア) 撮影・編集

制作において必要な人員（出演者含む）、スタジオ、撮影場所、機材等は、原則として全て受託者において確保する。

(イ) 映像品質

画角（アスペクト比）を 16:9、画質のクオリティをハイビジョン（1080P 相当）とする。

- (2) 動画作成に伴う連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録等の業務一式
- (3) その他上記業務に付随する業務
- (4) 貸与品

札幌市が所有している記録等については、委託者より提供する。なお、提供する題材について、他の題材等と組み合わせて編集することは妨げない。

5 成果品

下記の形式および仕様等に基づき、作成データを令和6年3月27日（水）までに提出すること。

- ・ 形式：WMVもしくはMP4
- ・ 仕様等：本市が受領可能な手法により、作成した映像データを提出すること

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 成果物に係る留意事項

委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

さらに、受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定す

る第三者に対して行使しないものとする。なお、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

8 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 11階南側

札幌市総務局広報部広報課（担当：市田、遠藤）

電話：011-211-2036 FAX：011-218-5163

E-mail：hodo@city.sapporo.jp